

「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」の改正内容
 平成 31 年 4 月 1 日の法改正に伴い、「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」
 の内容が一部改正となりましたので、お知らせいたします。

改正前	改正後
<p>第 1 条 特約の適用範囲</p> <p>(2) <u>②新設</u></p> <p>(以下②新設に伴い、項目番号が変更になります)</p> <p>③預金者が前号の契約にもとづき平成 27 年 12 月 1 日から平成 31 年 3 月 29 日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>第 3 条 追加の贈与があった場合の特約の適用</p> <p>(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の追加の贈与があった場合には、預金者が追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当行が当該申告書を受理した場合、この特約を適用します。</p>	<p>第 1 条 特約の適用範囲</p> <p>(2) <u>②贈与を受けた年の前年の預金者の合計所得金が1,000万円以下であること</u></p> <p>④預金者が前号の契約にもとづき2015年12月1日から2021年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から 2 か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>第 3 条 追加の贈与があった場合の特約の適用</p> <p>(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の追加の贈与があった場合には、預金者が追加結婚・子育て資金非課税申告書、<u>その他結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類</u>を提出し、当行が当該申告書等を受理した場合、この特約を適用します。</p>

※「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」の一部改正後の全文は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。